

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月2日
【会社名】	ワタミ株式会社
【英訳名】	WATAMI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 邦晃
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田一丁目1番3号
【電話番号】	03(5737)2288
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 小田 剛志
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田一丁目1番3号
【電話番号】	03(5737)2288
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 小田 剛志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年10月2日開催の取締役会において、平成27年12月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の連結子会社であるワタミフードシステムズ株式会社(以下「ワタミフードシステムズ」といいます。)を消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1)本合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : ワタミフードシステムズ株式会社  
 本店の所在地 : 東京都大田区羽田一丁目1番3号  
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 清水 邦晃  
 資本金の額 : 100万円(本報告書提出日現在)  
 純資産の額 : 10,251百万円(平成27年3月31日現在)  
 総資産の額 : 32,656百万円(平成27年3月31日現在)  
 事業の内容 : 国内外食事業、宅食事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	72,744百万円	68,270百万円	61,382百万円
営業利益又は 営業損失( )	1,447百万円	2,930百万円	4,173百万円
経常利益又は 経常損失( )	1,613百万円	2,520百万円	3,969百万円
当期純利益又は 当期純損失( )	146百万円	6,808百万円	8,621百万円

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
ワタミフードシステムズ(自己株式)	99.59
ワタミ株式会社	0.41
計	100

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社は、ワタミフードシステムズの発行済株式総数の0.41%(議決権比率100%)を保有しております。

人的関係 当社の取締役3名がワタミフードシステムズの取締役を、当社の監査役1名がワタミフードシステムズの監査役を兼任しております。その他、当社は、監査役1名を派遣しています。

取引関係 当社は、ワタミフードシステムズに対して、キャッシュマネジメントシステムにより資金の貸出を行っております。

当社は、ワタミフードシステムズに対して、店舗設備等を賃貸しております。

当社は、ワタミフードシステムズの店舗設備のリース契約に基づく当該子会社のリース料支払に対して、連帯保証を行っております。

当社は、ワタミフードシステムズから、経理業務及びITシステム運用業務等を受託しています。

当社は、当社株主に対する株主優待の一環として、ワタミフードシステムズの飲食代金の割引等に関する優待を提供しています。

### (2)本合併の目的

当社は、事業持株会社として、当社グループ全体の統括機能とともに、各種シェアードサービス機能を有しております。この度、当社グループの組織統合を進めるにあたって、持株会社体制を見直し、経営と事業運営が一体化された組織体制に移行することを目的として、当社の連結子会社であるワタミフードシステムズを吸収合併することを決定いたしました。

(3)本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

本合併の方法

当社を存続会社とし、ワタミフードシステムズを消滅会社とする吸収合併方式であります。

本合併に係る割当ての内容

当社は、ワタミフードシステムズの発行済株式(自己株式を除く。)の全部を所有していますので、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及びワタミフードシステムズが平成27年10月2日に締結した合併契約書の内容は(6)の「合併契約書」をご参照ください。

(4)吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5)本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	: ワタミ株式会社
本店の所在地	: 東京都大田区羽田一丁目1番3号
代表者の氏名	: 代表取締役社長 清水 邦晃
資本金の額	: 4,410百万円
純資産の額	: 現時点では確定していません。
総資産の額	: 現時点では確定していません。
事業の内容	: ワタミグループの統括、国内外食事業、宅食事業

(6)合併契約の内容は、次のとおりであります。

合併契約書

ワタミ株式会社(以下「甲」という。)及びワタミフードシステムズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成27年10月2日付で、以下のとおり、合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (方法)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を存続会社、乙を消滅会社として、合併(以下「本件合併」という。)を行う。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲(吸収合併存続会社):	東京都大田区羽田一丁目1番3号 ワタミ株式会社
乙(吸収合併消滅会社):	東京都大田区羽田一丁目1番3号 ワタミフードシステムズ株式会社

第3条 (対価)

甲は、効力発生日(第7条に定義される。以下同じ。)において乙の発行済株式(自己株式を除く。)の全部を所有しており、本件合併に際して、株式、金銭その他の対価を交付しないものとする。

第4条 (資本金の変動)

甲は、本件合併に際して、資本金及び資本準備金の額を変更しない。

第5条 (承認株主総会)

1. 甲は、平成27年11月24日を開催日として臨時株主総会(以下「承認株主総会」という。)を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本件合併の手續上の必要性その他の事由がある場合には、甲は、承認株主総会の開催日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件合併を行うものとする。

第6条 (定款変更)

甲は、承認株主総会の承認を得た上で、甲の定款を以下のとおり変更する。ただし、かかる定款変更の効力は、本件合併が効力を生ずる直前時において本件合併の効力を生ずるのに必要な要件を充たしていることを停止条件として、効力発生日において発生するものとする。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社及びそれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理 (1)～(86) (条文省略) (新 設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社及びそれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理 (1)～(86) (現行通り) <u>(87) 陸・海・空複合運送の取次業、第一種利用運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、倉庫業、輸出入通関業、港湾荷役業</u>
2. (条文省略)	2. (現行通り)

第7条 (効力発生日)

本件合併の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年12月1日とする。ただし、本件合併の手續上の必要性その他の事由がある場合には、甲乙間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

第8条 (権利義務の承継)

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

第9条 (本契約の効力)

本契約の効力は、承認株主総会において承認を得られない場合には、その効力を失うものとする。

第10条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項について疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年10月2日

甲： 東京都大田区羽田一丁目1番3号  
ワタミ株式会社  
代表取締役社長 清水 邦晃

乙： 東京都大田区羽田一丁目1番3号  
ワタミフードシステムズ株式会社  
取締役 門司 実

以上